

労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）の雇用保険部会は7日、失業手当などに充てる「失業等給付」の保険料率を現在の労使で計0・2%から10月に0・6%に引き上げることなどを盛り込んだ報告書を承認しました。

厚生省は報告書を踏まえ雇用保険法などの改定案を17日召集の通常国会に提出します。

雇用保険のうち、企業のみが払う「雇用保険2事業」の料率は4月に現在の0・3%から0・35%に上げます。この結果、

雇用保険料 10月引き上げ 労政審承認

10月以降の保険料は、月収30万円の労働者で月900円から1500円に、雇用する企業は月1800円から2550円に増えます。

一方で失業等給付の国庫負担の割合は本来の割合の10分の1となっている現行の25%を維持。ただ、財源が不足した場合に備え、一般会計から一部を繰り入れる措置を2022年度末まで延長します。また、雇用情勢が一定以上悪化した場合に国庫負担割合の引き上げや繰り入れができる仕組みを導入します。